

1 愛知県公害防止条例の施行について（通知）

〔昭和46年11月29日46公対号外〕

46公対号外

昭和46年11月29日

各 市 町 村 長 殿
保 健 所 長

愛 知 県 知 事

愛知県公害防止条例の施行について（通知）

近年における産業活動の急速な拡大、人口の都市集中等に伴い、ばい煙等による環境の汚染問題は県下各地において発生するに至りその汚染の態様も複雑化しております。このため、公害防止対策の徹底と諸施策の拡充強化をはかるため、本年2月県議会において愛知県公害防止条例（昭和46年愛知県条例第32号。以下「条例」という。）が制定されました。

本条例は、昭和46年4月2日に交付され、またそれに基づき愛知県公害防止条例施行規則（昭和46年愛知県規則第75号。以下「規則」という。）が本年9月27日に公布され、いずれも本年10月1日から施行されました。県民の健康を保護し、生活環境を保全するためには、公害関係法律と同様、本条例の適切な運用をはかることが必要でありますから、下記事項に留意のうえ公害の防止に努力してください。

なお、本条例の施行により愛知県公害防止条例（昭和39年愛知県条例第48号。以下「旧条例」という。）愛知県公害防止条例施行規則（昭和39年愛知県規則第102号）および特定施設を定める規則（昭和39年愛知県規則第104号）は、廃止されました。

記

第1 目的について

本条例は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることからかんがみ、積極的に県民の健康を保護し、生活環境を保全するため制定された。

したがって、目的においては、それを達成するため事業者、県等の責務を明らかにし、公害防止施策の基本事項を定め、公害発生源の規制を行なうことを宣言した。本条例のそれぞれの条項は、この目的をうけて明文化されている。

第2 公害の定義について

本条例においては、旧条例よりも公害の範囲を拡大して規制することとし、大気の汚染等7公害に限定して定めた。具体的には、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることである。この定義は、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）の公害の定義とほ

ぼ同じであるが、相当範囲にわたるという制限のないことに注意されたい。

第3 工場等に関する規制について

- 1 ばい煙関係 略
- 2 粉じん関係 略
- 3 騒音関係

(1) 騒音発生施設

工場等に設置される施設のうち著しい騒音を発生する一定規模以上の施設を騒音発生施設として規制することとした（条例第2条第10項、規則第6条－別表第3）。ただし、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する指定地域内に設置される同法の特定施設は、本条例の騒音発生施設とはならない（規則第6条ただし書）。

なお、本条例は、電気事業法に規定する電気工作物またはガス事業法に規定するガス工作物である騒音発生施設について、設置の届出等の規定の適用を除外していないので注意を要する。

また、規則の別表第3に掲げる施設のうち、たとえば施設の規模が定格出力3.75キロワット以上となっているものは、通常原動機の表示が3.7キロワットとなっているものも含む趣旨であるから、念のため申し添える。

(2) 規制基準

騒音発生施設を設置する工場等において発生する騒音について時間の区分および地域の区分ごとに規制基準を定めた（条例第19条第1項、第2項第3号、規則第9条－別表第7）。この基準は、旧条例と比較して、時間の区分、音量その他についてきびしくなっていることに注意を要する。

(3) 施設の届出

① 設置の届出

騒音発生施設が設置されていない工場等に騒音発生施設を設置しようとする者は、設置の工事の開始日の30日前までに所定の事項を届け出なければならない（条例第20条第2項、規則第12条第1項、第2項、第13条第2項）。届出事項は、条例第20条第2項および規則第12条第2項に定める8事項であるが、規則第13条第2項によって工場内の施設の配置図および工場周辺の見取図を添付しなければならないことに注意を要する。

② 使用の届出

一の施設が騒音発生施設となった際工場等（その施設以外の騒音発生施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）はその施設が騒音発生施設になった日から30日以内に所定の事項を届け出なければならない（条例第21条第2項、第3項、規則第14条第2項）。届出事項は、①設置の届出と同じである。

なお、本条例の施行の日（昭和46年10月1日）において騒音発生施設を設置している者は、旧条例の届出の有無にかかわらず、すべてこの届出が必要である。

③ 種類ごとの数の変更等の届出

①設置の届出または②使用の届出をした者が、その施設の種類ごとの数または騒音の防止の方法を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始日の30日前までに所定の事項を届け出なければならない（条例第22条第2項、第3項、規則第15条第2項）。本条例で

は、騒音規制法の数の変更等の届出と異なり、騒音発生施設が1台でも新しく設置されるとこの届出を要するので注意を要する。届出事項は、①設置の届出と同じである。

④ 氏名の変更等の届出

①設置の届出または②使用の届出をした者が、その届出に係る氏名等の変更があったとき、またはその届出に係る工場等に設置するすべての騒音発生施設の使用を廃止したときはその日から30日以内に所定の事項を届け出なければならない（条例第26条第2項、規則第17条第2項）。

⑤ 承継の届出

①設置の届出または②使用の届出をした者からその届出に係る工場等に設置するすべての騒音発生施設を譲り受け、または借り受けた者は、その日から30日以内に所定の事項を届け出なければならない（条例第27条第3項、規則第18条）。

⑥ 提出部数、提出先等

届出の書類は、すべて2通とし、当該工場等を所管する市町村長に提出する（規則第32条第1項）。市町村においては、2通のうち1通を受理し、他の1通は届出者に保管させておく。届出は、工場等ごとに行なう。

(4) 計画変更勧告

(3)-①設置の届出または(3)-③種類ごとの数の変更等の届出があった場合、その届出に係る騒音発生施設を設置する工場等において発生する騒音が、規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出をした者に対し、計画の変更を勧告することができることとした。この勧告を行ない得る期間は、届出の日から30日以内とした（条例第24条）。

(5) 改善勧告

騒音発生施設を設置する工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、騒音の防止の方法の改善等を勧告することができることとした（条例第35条第1項）。

(6) 改善命令等

(4)計画変更勧告または(5)改善勧告を受けた者がそれらの勧告に従わないときは、それぞれ改善等を命令することができることとした（条例第35条第2項）。

4 振動関係

(1) 振動発生施設

工場等に設置される施設のうち著しい振動を発生する一定規模以上の施設を振動発生施設として規制することとした（条例第2条第11項、規則第7条一別表第4）。

なお、規則の別表第4に掲げる施設のうち、たとえば、施設の規模が定格出力3.75キロワット以上となっているものは通常原動機の表示が3.7キロワットとなっているものも含む趣旨であるから、念のため申し添える。

(2) 規制基準

振動発生施設を設置する工場等において発生する振動について、時間の区分および区域の区分ごとに規制基準を定めた（条例第19条第1項、第2項第3号、規則第9条一別表第8）。この基

準は、旧条例と比較して時間の区分が改正されているので、注意を要する。

(3) 施設の届出

① 設置の届出

3-(3)-①騒音発生施設に係る設置の届出と同様である。

② 使用の届出

3-(3)-②騒音発生施設に係る使用の届出と同様である。

③ 種類ごとの数の変更等の届出

3-(3)-③騒音発生施設に係る種類ごとの数の変更等の届出と同様である。

④ 氏名の変更等の届出

3-(3)-④騒音発生施設に係る氏名の変更等の届出と同様である。

⑤ 承継の届出

3-(3)-⑤騒音発生施設に係る承継の届出と同様である。

⑥ 提出部数、提出先等

3-(3)-⑥騒音発生施設に届出に係る提出部数、提出先等と同様である。

⑦ 受理書の受付

3-(3)-⑦騒音発生施設に届出に係る受理書の交付と同様である。

(4) 計画変更勧告

3-(4)騒音に係る計画変更勧告と同様である。

(5) 改善勧告

3-(5)騒音に係る改善勧告と同様である。

(6) 改善命令等

3-(6)騒音に係る改善命令等と同様である。

5 排出水関係 略

6 地盤沈下関係 略

7 公害防止管理者の設置関係 略

第4 特定建設作業に関する規制について

建設騒音および建設振動については、県下いたるところで建設作業が行なわれており周辺の生活環境におよぼす影響が著しいので、建設作業自体は一時的なものであるが規制することとした。ただし、建設振動については、その防止法が技術的に困難であるので、なお検討することとし、このたびはその具体的規定をみあわせた。

(1) 特定建設作業

建設工事として行なわれる作業のうち著しい騒音を発生する作業を特定建設作業として規制することとした（条例第2条第12項、規則第8条）。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものおよび騒音規制法に規定する指定地域内で行なわれる同法の特定建設作業は、本条例の特定建設作業とはならない（規則第8条ただし書）。

なお、規則の別表第5の8の項に掲げるコンクリートカッターを使用してコンクリートを切断する作業は、1日に50メートル以上移動する場合は対象外となるので注意されたい。

(2) 作業の届出

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、災害等の発生により緊急に行なう場合を除いて、当該特定建設作業の開始日の7日前までに所定の事項を届け出なければならないこととした（条例第44条、規則第22条）。届出事項は、条例第44条第1項および規則第22条第2項に定める10事項であるが、規則第22条第3項によって建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示した書類を添付しなければならないことに注意を要する。

なお、都市計画法に定める工業専用地域（区）において行なう特定建設作業についてもこの届出を要するので、注意されたい。

(3) 基 準

特定建設作業に伴って発生する騒音について音量、作業時間等の基準を定めた（条例第45条第1項、規則第23条－別表第10）。

(4) 改善勧告

特定建設作業に伴って発生する騒音が(3)の基準に適合しないことによりその作業の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、騒音の防止の方法の改善等を勧告することができることとした（条例第45条第1項）。

(5) 改善命令等

改善勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、改善等を命令することができることとした（条例第45条第2項）。

(6) 公共性のある建設作業の取扱い

公共性のある施設等に係る建設工事として行なわれる特定建設作業について改善勧告または改善命令等を行なうときは、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮すべきこととした（条例第45条第3項）。この場合において、公共性のある施設または工作物とは、たとえば道路、学校、病院などの施設、電気、水道等の工作物をいい、特に配慮すべきこととは、具体的には一般的建設工事に対しては夜間一定時間の作業の停止を勧告命令する場合であっても、公共性を配慮した場合はそのひん度を減少させることなどめること等をいう。

第5 屋外燃焼行為等に関する規制について

条例第5章においては、工場等に関する規制および特定建設作業以外の諸発生源に係る公害の防止について包括的に規定した。

1 屋外燃焼行為の制限

屋外において有害ガスを発生させる物質（ゴム、皮革等5種類）を焼却炉の使用等適切な方法によらないで、多量に燃焼させる行為を制限することとした（条例第46条）。これに違反した行為により人の健康または生活環境がそこなわれると認めるときはその行為の停止等の勧告をすることができるとし、その勧告に従わないときは命令をすることとした（条例第51条第1項、第2項）。

2 拡声機の使用の制限

(1) 学校、保育所、病院、図書館等の敷地の周囲50メートルの区域において商業宣伝を目的とした拡声機の使用を制限することとした（条例第47条第1項、規則第25条第1項、第2項）。

なお、商業宣伝には、営業内容の放送に限らず音楽等により営業の場所を明らかにする等結果的に客を誘引する放送等も含まれる。

(2) 航空機からの商業宣伝を目的とした拡声機の使用について、拡声機の使用時間、音量、飛行高度、使用方法等遵守事項を定め、規制することとした（条例第47条第2項、規則第26条－別表第11）。

(3) (1)および(2)のほか拡声機を使用する場合における拡声機の使用時間、使用方法、音量等について遵守事項を定め、規制することとした（条例第47条第3項、規則第27条第2項）。

ただし、災害時における広報その他公共のために拡声機を使用する場合、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合および商業宣伝以外の目的のために一時的に拡声機を使用する場合は、除外される（条例第47条第3項、規則第27条第1項）。この場合において一時的に拡声機を使用する場合は、祭礼、盆おどり、運動会等の行事に伴う使用、政治団体による政見発表、労働争議、集団示威運動等のための使用および集団の誘導のために使用する場合をいう。人に告知するために拡声機を使用する場合については、使用時間、使用回数等によって事例ごとに判断を要する。

(4) (1)、(2)および(3)に違反した行為により人の健康または生活環境がそこなわれると認めるときは、その行為等の停止等の勧告ができることとし、その勧告に従わないときは命令をすることができたこととした（条例第51条第1項、第2項）。

3 深夜騒音の規制をうける飲食店営業等

飲食店営業、ガソリンスタンド営業、液化石油ガススタンド営業、ボーリング場営業等から直接的または間接的に発生する騒音により、深夜の生活環境がそこなわることを防止するため、それらの営業の営業時間を制限することができるとした（条例第48条、規則第28条）。これらの営業に係る深夜（午後11時から翌日の午前6時まで）における騒音によりその周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、飲食店営業等の時間制限について勧告できることとし、その勧告に従わないときは命令をすることとした（条例第51条第1項、第2項）。

4 騒音等の制限をうける作業

騒音発生施設を設置していない工場等に対しては規則基準による規制ができないことにかんがみ、著しい騒音を発生する作業を特定して規制することとし、その作業および遵守しなければならない基準を定めた（条例第49条第1項、規則第29条、第30条）。

基準は、騒音の規制基準を準用した（規則別表第7）。

この基準に違反したことにより人の健康または生活環境がそこなわれると認めるときは、その行為の停止等の勧告をできることとし、その勧告に従わないときは命令をできることとした（条例第51条第1項、第2項）。

5 条例第52条関係

本条例による規制は、一定規模以上の施設から発生し、または排出されるばい煙等および特定の作業等がその対象となるが、本条例の規制をうけない施設、作業等から発生し、または排出されるばい煙等によって人の健康または生活環境に係る被害を生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合においては、この規定の適用によって規制できることとした。

第6 事務の委任について

本条例に定める知事の権限に属する事務を次の基本的な考え方に基づき市町村長に委任することとした（条例第60条、規則第33条第1項、第2項）。

- (1) 大気汚染関係については、大気汚染防止法における国の事務委任の考え方を考慮して、名古屋市長および豊橋市長に関係事務を委任した。
- (2) 騒音関係については、騒音規制法における国の事務委任の考え方を考慮して、全市町村長に関係事務を委任した。
- (3) 振動関係については、振動が騒音と密接に関連していることを考慮して、騒音関係と同様に全市町村長に関係事務を委任した。
- (4) 屋外燃焼行為の制限、拡声機の使用の制限、飲食店営業等に係る深夜の騒音発生防止、作業に伴う騒音の基準の遵守等および条例第52条の関係については、それらの公害の発生源が住民の日常生活と身近な関係にあるもので、その被害のおよぶ範囲が比較的局地的であり、かつ、迅速な処理を要するものであることを考慮して、全市町村長に関係事務を委任した。

第7 経過措置について

本条例の施行の際（昭和46年10月1日）現にはい煙発生施設、粉じん発生施設、騒音発生施設もしくは振動発生施設を設置している者または規則第29条に掲げる作業を伴う事業を営む者に対するそれぞれの基準の適用について経過措置を定めた（その他のものについては、条例施行の日から適用される。）。それらを簡略化すれば次のとおりである。

- 1 ばい煙発生施設を設置している者 略
- 2 粉じん発生施設を設置している者 略
- 3 騒音発生施設を設置している者

騒音に係る規制基準は、すべての施設について1年を経過する日までは適用しない。ただし、この間旧条例により定められた騒音の基準の適用を受けていた者に対しては、旧条例の例によって改善命令等を行なう。

- 4 振動発生施設を設置している者

振動に係る規制基準は、すべての施設について1年を経過する日までは適用しない。ただし、この間旧条例により定められた振動の基準の適用を受けていた者に対しては、旧条例の例によって改善命令等を行なう。

- 5 規則第29条の作業

作業に係る基準は、すべての作業について1年を経過する日までは適用しない。ただし、この間旧条例により定められた騒音の基準の適用を受けていた者に対しては、旧条例の例によって改善命令等を行なう。

第8 罰則について

条例に基づく各種の届出、規制等に違反した場合の罰則については、大気汚染防止法等に準じて定めた。旧条例よりもきびしくなっていることに注意されたい。